

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

改正信託法における受託者

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 植田, 淳, Ueda, Jun メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/995

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



改正信託法における受託者

植田 淳

- I はじめに
- II 受託者の権限
- III 善管注意義務
- IV 忠実義務
- V 公平義務
- VI 分別管理義務
- VII 報告義務
- VIII 受託者の責任
- IX その他の規定
- X おわりに

I はじめに

本稿では、2007年12月に改正された新信託法¹における受託者に関する規定を考察する。今回の改正は、85年ぶりの大改正であり、信託実務の革新に対応すべき規定改正の要請は、かねてより大きかった。受託者に関する諸規定は、その中でも、とりわけ世界標準への適合が強く求められてきた分野である。本稿では、旧信託法や英米信託法との比較を踏まえながら、改正信託法における受託者の権限・義務・責任等に関する規定について考察する。

II 受託者の権限

(1) 権限の範囲

受託者の権限について、改正信託法（以下「改正法」という；改正前の信託法を「旧法」という）の26条は、次のように規定する。「受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする

1 平成18年法律第108号、109号。

権限を有する。ただし、信託行為によりその権限に制限を加えることを妨げない。」

旧法4条は、次のように規定していた。「受託者ハ信託行為ノ定ムル所ニ從ヒ信託財産ノ管理又ハ処分ヲ為スコトヲ要ス」と。

文言上、管理・処分の権限に加えて、改正法では、「その他の信託の目的の達成のために必要な行為」が追加されたが、旧法の言う「管理又ハ処分」は、受託者の権限内行為の例示であると解すれば、改正法は、旧法の趣旨を基本的に維持していると理解できよう。

また、本来、受託者の権限は、すべて信託行為に基礎を置くものであることからすれば、改正法の但書は、当然の法理を注意的に明文化したものと見えよう。

なお、改正法には、いわゆる「裁量信託」や「指名権付き信託」²に関する明文規定がない。本条に裁量信託の裁量権を基礎付けることは、解釈論上可能であろう。しかし、将来の課題としては、これら英米法特有の信託に関して、明文規定を置くことを検討すべきであろう。

(2) 権限違反行為の取消

改正法27条は、旧法31条の規定を改良したものと見える。旧法31条は、受託者が信託の本旨に反して信託財産を処分したときは、受益者は、処分の相手方たる譲受人または転得者に対し、その処分を取り消すことができる旨規定していた。しかし、「信託ノ本旨」という基準は、受託者の対外的権限を画する基準としては明確性に欠ける³。そこで、改正法27条1項は、受託者が信託財産のためになした行為（「処分」に限らない）が、権限外行為であった場合には、以下の2つの要件が充たされれば、受益者は当該行為を取り消しうるものとした。①行為の相手方が、行為当時、当該行為が信託財産のためになされたことにつき悪意であり、かつ、②相手方が、当為当時、権限外行為であることにつき悪意または重過失であったことである。旧法の下でも、相手方の主観的態様について議論があったが⁴、ここに明文での決着を見ることができた。

なお、登記・登録可能な信託財産について受託者の権限外行為（権利設定・移転行為に限る）があった場合には、①行為時に14条所定の登記・登録があり、かつ、②相手方が行為時において、当該行為が権限外であることにつき悪意・重過

2 拙稿「わが国における裁量信託と指名権付き信託の活用——イギリス法を手がかりとして——」『信託』192号24頁以下参照。

3 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法（補訂版）』105頁。

4 拙稿「信託法理の適用および類推適用について」関西信託研究会『資産の管理運用制度と信託』13頁参照。

失であった場合には、受益者は、当該行為を取り消しうる（27条2項）⁵。

（3） 第三者への信託事務処理の委託——自己執行義務

改正法28条は、旧法26条1項を改正したものである。旧法は、一般に、受託者の「自己執行義務」を規定するものと解され、例外的に信託行為が許容する場合、および、やむをえない事由がある場合にのみ、第三者への信託事務の委託が認められた。

英米法系諸国においても、従来は、受託者は、原則として自ら信託事務を処理すべき義務（自己執行義務）を負うものとされてきた⁶。しかし、近年は、むしろ、信託実務の実態に鑑みて、第三者への事務委託を受託者の権限と捉える傾向が顕著である⁷。改正法は、このような近時の傾向に倣い、次の場合には、受託者は、信託事務の処理を第三者に委託できると規定する（28条）。①信託行為が認める場合（1号）、②信託行為に定めはないが、信託目的に照らして相当と認められる場合（2号）、③信託行為は委託を禁じているが、信託目的に照らして、やむを得ない事由がある場合（3号）、である。

信託が受託者への個人的信頼を基礎とする関係である以上、自己執行が原則である点で、新旧信託法に変わりはないと思われる。しかし、信託事務の専門化に伴い、第三者への委託の許容を大幅に拡大したのが、改正法の立場である。ゆえに、自己執行の問題が受託者の「義務」ではなく、「権限」に関する規定に含まれることとなった。

受託者の委託に基づき、受託者の信託事務処理を代行する者を「代人」という⁸。債権法総論にいう広義の「履行補助者」のうち、債務者に従属しその手足のように使用される者（例えば、債務者たる会社の従業員など）を「狭義の履行補助者」と呼び、その故意・過失は債務者のそれと同一視され、債務者の選任・監督上の過失の有無を問わず、債務者は責任を負うとされる。これに対して、一定の独立性をもって債務を代行する者を「履行代行者」と呼んで区別し、一般に履行代行者の選任・監督につき過失があった場合にのみ債務者は責任を負うとされる⁹。信託法上の「代人」は、後者に近い。よって、改正信託法35条において、代人の選

5 寺本・前掲注3、106頁参照。

6 Restatement (2nd) of Trusts, s.171.

7 Restatement (3rd) of Trusts, s.171; Uniform Trust Code, s.807.

8 四宮和夫『信託法（新版）』236-237頁。「代人」とは、「独立の所見を以て事務処理を執行する者」と定義される。

9 奥田昌道『債権総論（増補版）』127-128頁。

任・監督における受託者の注意義務を規定しつつ（1項・2項）、選任・監督につき過失があった場合の受託者の責任を暗に規定する¹⁰。なお、信託会社の従業員の過失のごときは、「狭義の履行補助者」に準じて、選任・監督上の過失の有無を問わず、当該信託会社の責任を肯定すべきであろう。

Ⅲ 善管注意義務

(1) 事務処理義務

改正法29条1項は、「受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない」と規定する。「信託の本旨」とは、単なる信託行為の形式的遵守を越えて、委託者の意思（つまり、信託の本旨）をも念頭に置いて信託事務処理をなすべきことを意味すると解される¹¹。旧法4条は、「受託者ハ信託行為ノ定ムル所ニ従ヒ信託財産ノ管理又ハ処分ヲ為スコトヲ要ス」と規定していたが、改正法では、あえて「信託行為」に限定せず、より広い概念たる「信託の本旨」を導入した。

いまひとつの相違点として、旧法が信託財産の「管理又ハ処分」に限定していたのに対し、改正法は、包括的に「信託事務の処理」という規定を置いている。受託者の義務内容の広範さから見て、改正法が妥当である。

(2) 善管注意義務

受託者は、信託事務処理にあたって、信託行為に別段の定めがない限り、善管注意義務を負う（29条2項）。善管注意義務とは、その職業や地位にある者として通常要求される程度の注意を払うべき義務をいうが、受託者が専門家である場合には、かかる専門家として相応しい注意を払うべき義務を負うとされる¹²。

受託者の注意義務については、英米法において豊富な判例法準則が存在し、それを基礎に「米国統一信託法典」（Uniform Trust Code）のような法典化の試みも見られる。同法典では、804条で「受託者は、信託目的、信託条項、配分要件、およびその他の状況を考慮し、慎重人（prudent person）として、信託を管理しなければならない。この基準を充たすにあたっては、合理的な注意と技能を行使すべきである」との一般規定を置いた後に、805条以下、および第9編では、受託者の

10 すなわち、それは、改正法40条2項の規定の反対解釈から導かれる。つまり、28条に違反しない第三者への委託については、改正法35条1項・2項の規定と相俟って、受託者は、選任・監督の責任を負うものと解される。

11 寺本・前掲注3、112頁。

12 四宮・前掲注8、247頁。

注意義務に関する具体的な準則を規定する¹³。かかる準則は、可能な限り、改正信託法の解釈においても参考にされるべきであろう。また、本来は、会社の取締役に関する原則たる「経営判断原則」も、受託者の注意義務の解釈において参照されるべきである¹⁴。

IV 忠実義務

(1) 序 説

忠実義務は、受託者が負う諸義務の中でも、最も中核的地位を占める義務である¹⁵。にもかかわらず、旧法には、受託者の忠実義務を正面から一般的に規定した条文がなかった。受託者による「自己取引」という利益相反行為の一種を禁ずるにとどまっていた（旧法22条1項参照）。そこで、改正法は、30条において、忠実義務に関する一般規定を置くと同時に、31条および32条において、より具体的な規定を置いている。この点は、改正法の成果の中でも最も大きなもののひとつと言ってよいであろう。

まず、改正法30条は、「受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない」と規定する。「忠実に」とは、受益者の利益のため、すなわち、「受益者の利益を犠牲にして、自己または第三者の利益を図るといったことをせずに」という意味である。

(2) 利益相反の制限——自己取引

改正法31条は、具体的に忠実義務違反行為（利益相反行為）の一種を列挙し、これを禁止する。まず、第1項では、以下のような、いわゆる「自己取引（self-dealing）」およびそれに類する行為を禁止する。①双方向の自己取引（1号）。②信託財産間の取引（2号）。③自己が受託者かつ第三者の代理人としてなす自己取

13 第3次信託法リステイメント（Restatement）には、現代ポートフォリオ理論に立脚した「ブルーデント・インベスター・ルール」（prudent investor rule）と呼ばれる受託者の投資に関する詳細な規定が置かれた。その後、このルールは、「統一慎重投資家法」（Uniform Prudent Investor Act）に結実し、さらに、2000年に採択された「統一信託法典」の第9編に収録された。これらの諸規定は、わが信託法の解釈においても参考にされるべきであろう。

14 米国における経営判断原則については、川浜昇「米国における経営判断原則（1）・（2・完）」法学論叢114巻2号、4号参照

15 英米法における、受託者を含む受託者の忠実義務については、拙稿『英米法における信託関係の法理』参照。なお、とくにイギリス法では、「信託義務」を「忠実義務」とほぼ同じ意味に用いる場合がある。

引（3号）。④信託財産に固有財産に属する債務の担保権を設定する行為（4号）。⑤受益者の利益と受託者の利害関係人の利益との利益相反行為（4号）。

他方、第2項では、以下の場合に、かかる行為を許容する。①信託行為による許容がある場合（1号）。②受託者による重要事実の開示と受益者による承認がある場合（2号）。③包括承継による固有財産化（3号）。④合理的で正当な理由が存在する場合（4号）。以上から分かるように、旧法のもとでは、厳格に過ぎた利益相反行為の有効要件を、受益者を害するか否かという視点で、改正法は、より柔軟な要件に緩和した。英米信託法に倣った改善であると評価できる。

同条3項は、受託者が1項各号の行為をした場合には、2項に該当するか否かを問わず、その事実を受益者に通知すべきことを規定する。受益者保護の観点からの規定であるが、任意規定とされている（3項但書）。

なお、かかる自己取引または信託間取引（以下、「自己取引等」という）は無効とされるが（4項）、受益者の追認により遡及的に有効とされる（5項）。また、かかる自己取引等後の財産を第三者に処分した場合には、当該第三者が利益相反行為であることにつき悪意・重過失である場合には、受益者は第三者への処分行為を取り消すことができる（6項）。これと同様に、1項3・4号の行為につき、第三者が悪意・重過失の場合に受益者の取消権を認める（7項）。

(3) 利益相反の制限——競合行為

改正法32条は、受託者の競合行為を制限する¹⁶。すなわち、同条1項は、受託者の権限内行為が可能な場合に、これを自己または利害関係人の計算で行い、利益を得る行為を禁ずる。ただし、信託行為がかかると許容し（2項1号）、または、受託者が重要事実を開示した上で、受益者の承諾を得た場合（2号）には、有効となる。ただし、後者では、信託行為によって、受益者の承諾があっても、かかる行為を禁ずる場合は、その限りではない¹⁷。

受託者が同条1項の行為を固有財産（または利害関係人）の計算でした場合には、受託者は受益者に対し、当該行為に関する重要事実を通知すべきである（3項）¹⁸。また、同条1項・2項違反の競合行為については、受益者は、それが信託

16 例えば、受託者として信託のために土地を買い付けるべきところ、自分も同様の土地を求めており、良い物件が見つかった際に、それを信託のためではなく、自己のために買い付けるような行為をいう。寺本・前掲注3、127頁参照。

17 私見では、32条2項但書の規定は、置くべきではなかったと考える。受益者が承諾する場合にまで、かかる利益相反行為を禁ずる必要はないからである。

18 ただし、信託行為に別段の定めがある場合には、それに従う（3項但書）。

財産のためになされたものとみなすことができる（介入権）¹⁹が、第三者の権利を害することはできない（4項）。この権利は、行為時から1年で消滅する（5項）。

(4) 忠実義務違反の効果

忠実義務違反行為の効果は、前述の通り、原則的に無効であり、競合行為には受益者の介入権が認められる。さらに、英米信託法においては、受託者が信託事務の処理に際して得た利益は、これを吐き出さねばならない、というのが基本原則である（利益吐き出し責任）²⁰。英米法の下では、受託者が信託財産に損失を与えた場合に、受託者は、それを填補すべきであるのみならず、その地位にあって獲得した、正当な報酬以外の一切の利益を信託財産または受益者に、（多くの場合）擬制信託（constructive trust）の受託者として返還すべきものとされる²¹。ところが、改正法40条3項は、忠実義務違反行為（30条、31条1・2項、32条1・2項の規定に違反する行為）を行った受託者は、当該行為によって受託者または利害関係人が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定すると規定する。この点は、改正信託法の立法過程において、とくに激しく議論された問題であった²²。単に利得を返還する旨の規定とこの規定との差異は、次の点である。前者（英米法の考え方）では、忠実義務違反行為によって受託者が得た利益は、原則としてすべて返還すべきものとされるが、後者（改正信託法の考え方）だと、単なる「推定」にすぎないから、受託者側が損失ではないことを証明すれば、返還義務を免れる。私見では、「推定する」とせず、「みなす」とすべきであったと考える²³。

19 受益者のこの権利については、寺本・前掲注3、128頁参照。

20 例えば、次の文献を参照されたい。Hanbury & Martin, *Modern Equity* (18th ed.), Ch12; 拙著・前掲注15。

21 ただし、秘匿利益（secret profit）については、擬制信託の成立は認められない。拙稿・前掲注15、第8章参照。

22 寺本・前掲注3、130-132頁参照。

23 なお、英米法の下でも、利益獲得における受託者の貢献分は、信託財産または受益者への返還分から差し引かれる。拙稿・前掲注15、153頁参照。また、この問題に関連して、民法における「準事務管理」の法理が参考されるべきであろう。この法理については、例えば、広中俊雄『債権各論講義（第6版）』387-389頁参照。

V 公平義務²⁴

忠実義務と姉妹的地位に立つ受託者の義務として、公平義務がある。複数の受益者がいる信託においては、受託者は、受益者を公平に扱わなければならない。すなわち、一方の受益者の犠牲の下に、他方の受益者を利得させる行為は、公平義務違反となる。公平義務は、英米信託法では、一般に広く認められている義務であり、わが国の担保付社債信託法²⁵にもその規定があるが、旧信託法には明文の規定がなかった。改正法33条は、受託者の公平義務を規定する。

英米法系諸国では、連続受益者 (successive beneficiary) 型信託に関して問題になることが多く、その関連で判例準則も豊富であるが²⁶、わが国では、連続受益者が法認されたものの²⁷、未だ活用が一般的ではないので、原則規定のみにとどまったのであろう。

公平義務違反行為の効果については、次のように考えるべきである。不公平を是正する方法があれば、受託者は直ちに公平を回復する措置を取るべきであり、一方の受益者に損失が生じたときは、受託者は、これを補填し、他方の利得した受益者から補償を受けるべきである²⁸。

VI 分別管理義務²⁹

分別管理は、忠実義務履行のための防波堤の役割や信託財産の倒産隔離機能の前提となるため、信託にとってきわめて重要な問題である。受託者の分別管理義務については、旧法の規定が具体性を欠いていたので、詳細な規定に改められた。受託者は、以下のような方法で、信託財産を固有財産および他の信託財産と分別管理すべきであるが、信託行為において分別管理方法の定めがあれば、それに従うべきである (34条1項)。

信託の登記・登録が可能な財産については、登記・登録による (同項1号)。金

24 英米法については、次の文献を参照されたい。拙稿「英米法における信託受託者の公平義務」神戸外大論叢44巻5号55頁以下。

25 整備法による改正前の68条1項。

26 拙稿「わが国における連続受益者型信託」『信託』180号、5頁以下参照。

27 改正信託法91条。

28 四宮・前掲注8、249-250頁。ただし、一方の受益者に損失がなく、他方の受益者に利得が生じた場合には、忠実義務違反の責任と同様に、「利益吐き出し」の問題が生じよう。

29 拙稿「信託財産」『金融・商事判例増刊・新しい信託法の理論と実務』1261号、30-31頁；拙稿・「分別管理義務に関する若干の考察」『信託』182号16頁以下参照。

銭を除く動産については、外形上区別できる状態で保管すべきである（同項2号イ）³⁰。これら以外の財産（金銭・一般の債権等）については、計算を明らかにする方法により分別管理すべきものとされる（同項2号ロ）³¹。ただし、信託行為の定めにかかわらず、登記・登録可能な財産については、登記・登録する義務は免除されない（同条2項）。

Ⅶ 報告義務

(1) 帳簿作成義務

改正法36条は、委託者または受益者は、受託者に対して信託事務処理の状況および信託財産に関する状況について報告を求めることができる旨規定する。旧法40条2項をより明確にした規定である。

受託者の報告義務を担保するため、改正法37条1項は、信託事務処理および信託財産に関する帳簿などの書類または電磁的記録（以下「書類等」という）を作成すべき義務を受託者に課する。受託者は、年1回、一定の時期に、法務省令で定めるところにより、貸借対照表および損益計算書等の書類等を作成しなければならない（同条2項）、信託行為に別段の定めがない限り、その内容を受益者（または信託管理人）に報告しなければならない（同条3項）。また、かかる書類等について、受託者は、原則として10年間の保存義務を負う（同条4項）³²。

(2) 受益者の帳簿閲覧請求権

さらに、改正法38条は、受益者の、37条に規定される書類等の閲覧請求権について規定する。ただし、受益者が受託者に対し、この請求権を行使する場合には、その理由を明らかにすべきである（38条1項）。ただし、閲覧請求権者（以下「請求者」という）に次のような事情がある場合には、一種の権利濫用と解されるから、受託者は閲覧を拒絶できる（同条2項）³³。①請求者が、その権利の確保・行使のための調査以外の目的で請求した場合。②不適當な時期における請求である

30 動産については、慣習法上の公示方法として、「プレート」等の明認方法がありうる。新井誠『信託法（第3版）』358-359頁。

31 法務省令で定める財産については、計算を明らかにする方法による（34条1項3号）。

32 なお、同条5項では、契約書等の信託事務処理に関する書類の保存義務を、6項では、信託終了後の保存義務を、それぞれ規定する。

33 旧法下における、この問題については、拙稿「信託法の書類閲覧請求権と権利の濫用」『信託研究奨励金論集』21号54-60頁参照。

場合。③信託事務処理を妨害し、または、受益者共同の利益を害する目的での請求である場合。④実質的に競争関係にある事業者の請求である場合。⑤利益を得て第三者に通報することを目的とする請求である場合。⑥請求者が過去2年間に利益を得て第三者に通報したことがある場合。以上である。しかし、受益者が1人である信託、および、複数の受益者が存在し、その全員からの請求である場合には、以上の拒絶は認められない。他の受益者を害する危険がないからである。

また、信託行為において、受益者の同意を条件として、情報開示請求を認めない場合には、受益者は当該同意を撤回できない（同条4項）。ただし、次の情報については、開示を拒否できない。①37条2項所定の損益計算書・貸借対照表等の書類等の作成に不可欠の情報、および、その他信託に関して重要な情報（同項1号）。②当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報（同項2号）。不開示に同意した受益者に対して、受託者は、上の①および②の情報以外の情報の開示を拒絶できる（5項）³⁴。

(3) 他の受益者に関する情報開示

複数受益者が存在する場合、受益者は、受託者に対して、請求理由を明らかにしたうえで、相当な方法により、次の情報の開示を請求できる（39条1項）。①他の受益者の氏名または名称、および住所（1号）。②他の受益者の受益権の内容（2号）。

このような請求に対し、受託者は、以下の6つの場合を除いて、情報の開示を拒絶できない（同条2項）。①請求者が権利確保・行使のための調査目的以外の目的で開示請求をした場合。②請求が不適当な時期の場合。③請求者の目的が、信託事務処理の妨害、または、受益者共同の利益の侵害である場合。④請求者が競争関係にある事業に従事する者である場合。⑤請求目的が利益を得て第三者に通報することである場合。⑥請求者が過去2年間に利益を得て情報を第三者に通報したことがある場合。

以上の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがある場合には、それに従う（同条3項）。

34 利害関係人も受託者に対して、一定の情報開示請求権を有する。38条6項参照。

Ⅷ 受託者の責任

受託者が任務懈怠によって信託財産に損失が生じた場合には、受託者は、当該損失を填補しなければならない（40条1項1号）。信託財産に変更が生じてしまった場合には、原則として、原状回復をなすべきであるが、それが著しく困難である場合等には、その限りではない（1項2号）。

受託者が、自己執行義務に関する28条の規定に違反して、信託事務処理を第三者に委託した場合において、信託財産に損失・変更が生じたときは、受託者は、第三者への委託がなくてもそれが生じたことを立証しない限り、責任を免れない（同条2項）。

第40条3項の規定は、忠実義務違反についての受託者の責任であるが、本稿IV(4)において既に述べた。

受託者が、分別管理義務に関する34条の規定に違反して、信託財産を管理した場合において、信託財産に損失・変更が生じたときは、受託者は、適法に分別管理していたとしても当該損失等が生じていたことを立証しない限り、責任を免れない（同条4項）。

Ⅸ その他の規定

法人受託者の理事、取締役もしくは執行役、または、これらに準ずる者は、法人受託者が40条の責任を負う場合において、当該違反行為につき悪意・重過失があるときは、受益者に対して法人と連帯して責任を負う（41条）。ただし、受益者は、かかる責任および40条に定める責任を免除することができる（42条）。

X おわりに

本稿では、改正信託法における受託者に関する規定を考察した。旧法において不十分であった規定の多くが詳しい明文規定となった。これ自体として、わが国の信託法が、グローバル・スタンダードに近づいたものと評価できる。ただ、今後の課題も少なくない。

第一に、忠実義務に関する規定は、英米法に比べて依然見劣りする。受託者は、所定の報酬以外は利得すべきではなく、原則として得た利得は、すべて受益者に返還すべきものとすべきである。この点で、受託者の責任に関する40条3項の規

定は、不十分と言うべきであろう。

第二に、受託者の善管注意義務に関連して、信託基金の投資に関する詳細な準則が欠如している点も課題として残る。この点については、米国法の進展に学ぶべきであろう。

第三に、公平義務についても、それが最も重要性を帯びる連続受益者型信託に適用されるべき詳細な準則が欠如している。これも今後の課題であろう。

さらに、今後における、パーソナル・トラストの活用の可能性を考えれば、裁量信託、および、指名権付き信託に関する規定を置くことも、今後の課題となるであろう³⁵。

わが国の信託法が、よりいっそう完成度を高めるためには、今後の英米信託法の進展に注目する必要があるものと思われる。

35 本稿Ⅱ(1)参照。